

(参照条文)

○茅ヶ崎市屋外広告物条例 (抜粋)

(禁止地域等)

第 4 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域
- (2) 文化財保護法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号)第 4 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域及び同条例第 31 条第 1 項の規定により指定された地域
- (4) 茅ヶ崎市文化財保護条例(昭和 35 年茅ヶ崎市条例第 9 号)第 3 条の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域及び同条の規定により指定された地域
- (5) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項の規定により指定された保安林のある地域
- (6) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区
- (7) 風致地区条例(昭和 45 年神奈川県条例第 5 号)第 4 条第 2 項の規定により指定された第 1 種風致地区
- (8) 自然環境保全条例(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)第 2 条の規定により指定された自然環境保全地域
- (9) 道路及び鉄道の路線用地並びにこれらから展望できる範囲で市長が指定する範囲内にある地域
- (10) 河川及び海岸並びにこれらの付近で市長が指定する範囲内にある地域
- (11) 古墳、墓地及び火葬場

(禁止物件)

第 5 条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋梁(りょう)、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 信号機、道路標識、里程標並びに道路上の柵及び駒止
- (4) 消火栓、火災報知機、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
- (5) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
- (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (7) 煙突及びガスタンクその他これに類する物件
- (8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
- (9) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重

要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

2 石垣、擁壁その他これらに類する物件に広告物を直接表示してはならない。

3 次に掲げる物件には、貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

(1) 電柱、街灯柱その他これらに類する物件

(2) 消火栓標識

(3) バス停留所の上屋

(4) 植樹帯

4 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(平23条例35・令2条例44・一部改正)(適用除外)

第9条

3 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を地域における公共的な取組であつて市長が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条及び第5条(第1項第1号から第4号まで及び第5号(公衆便所を除く。))を除く。)の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第35条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ茅ヶ崎市景観まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第4条第1号、第3号、第4号、第9号及び第10号並びに第30条第1項の規定による指定をし、又はこれらの指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。

(2) 第8条に規定する基準を定め、又は変更しようとするとき。

(3) 第9条第3項若しくは第4項又は第13条第1項の規定による許可をしようとするとき。

(4) 基本方針を定め、又は変更しようとするとき。

(5) 第32条第1項及び第3項の規定による認定をしようとするとき。